

## 天然ガス化に伴うガス料金改定について

平成 26 年 7 月

日頃より御殿場ガスをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社はこのたびの天然ガス導入（熱量変更）に伴い、一般ガス供給約款の変更認可申請および選択約款の変更届出を関東経済産業局に行い、平成 26 年 8 月 1 日（新料金の適用は天然ガス切替日の 8 月 4 日）より実施させていただくことといたしました。

お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、より一層の経営効率化によるコスト削減に努めるとともに、保安の向上を進め、地域への天然ガス普及推進を通じてお客さまの快適な暮らしの提供に邁進いたしますので、ご理解とご協力を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも御殿場ガスをご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

### 1. 改定内容（認可時）

小口部門	現行料金平均単価	認可料金平均単価	改定率
(45MJ 税抜)	232.76 円/m <sup>3</sup>	250.73 円/m <sup>3</sup>	7.72%
うち供給約款	現行料金平均単価	認可料金平均単価	改定率
(45MJ 税抜)	243.16 円/m <sup>3</sup>	265.03 円/m <sup>3</sup>	8.99%
モデル世帯 1ヶ月あたり料金	現行料金	認可料金	増減額
(45MJ 換算 29m <sup>3</sup> 税込) の増減額	7,823 円/月	8,506 円/月	683 円

※ 上記内容は認可時点のものであり、平成 26 年 8 月検針分については「2. 新旧料金表」をご参照ください。

### 2. 新旧料金表

#### ○ 新一般ガス供給約款料金表（45MJ）（平成 26 年 8 月 4 日から適用新料金）

料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金	従量料金単価（1m <sup>3</sup> あたり）
A	0m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで	853.20 円	266.58 円/m <sup>3</sup>
B	10m <sup>3</sup> をこえ 25m <sup>3</sup> まで	903.00 円	261.58 円/m <sup>3</sup>
C	25m <sup>3</sup> をこえ 150m <sup>3</sup> まで	1,053.00 円	255.58 円/m <sup>3</sup>
D	150m <sup>3</sup> をこえるもの	2,325.00 円	247.10 円/m <sup>3</sup>

#### <ご参考> 旧一般ガス供給約款料金表（62.79MJ）（平成 26 年 8 月 3 日まで適用旧料金）

料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金	従量料金単価（1m <sup>3</sup> あたり）
A	0m <sup>3</sup> から 19m <sup>3</sup> まで	853.20 円	319.86 円/m <sup>3</sup>
B	19m <sup>3</sup> をこえ 192m <sup>3</sup> まで	1,058.40 円	309.06 円/m <sup>3</sup>
C	192m <sup>3</sup> をこえるもの	3,339.36 円	297.18 円/m <sup>3</sup>

※ 弊社は、原料の輸入価格の変動に応じて従量料金単価を毎月調整いたします。このため、新料金および旧料金ともに、平成 26 年 8 月に適用となる調整額を反映した従量料金単価（税込）を記載しております。

※ ガスの標準熱量変更にともない、1ヶ月のご使用量の区画を従来の 3 区画（ABC）から 4 区画（ABCD）に変更いたします。

○ 平成 26 年 8 月分のガス料金の計算について

<ご使用量の計算>

8 月検針分のご使用量を、8 月 3 日までの日数と 8 月 4 日以降の日数に応じて、ガスの標準熱量の変更 (62.79MJ/m<sup>3</sup> から 45MJ/m<sup>3</sup>) を加味したうえで、按分いたします。

8 月 3 日までのご使用量 = 8 月検針分ご使用量 - 8 月 4 日以降のご使用量

8 月 4 日以降のご使用量 = 8 月検針分ご使用量 ×  $\frac{62.79\text{MJ/m}^3 \times 8\text{月4日以降の日数}}{62.79\text{MJ/m}^3 \times 8\text{月4日以降の日数} + 45\text{MJ/m}^3 \times 8\text{月3日までの日数}}$   
(1m<sup>3</sup>未満の端数切捨て)

<ガス料金の計算>

平成 26 年 8 月分のガス料金は、平成 26 年 7 月の検針日の翌日から平成 26 年 8 月 3 日までのご使用量には旧料金表を、平成 26 年 8 月 4 日 (熱量変更日) から同年 8 月の検針日までのご使用量には新料金表を適用し、早収料金 (検針日の翌日から 20 日以内にお支払いいただく料金) を算定いたします。

早収料金 = (旧料金表の日割計算後基本料金 + 旧料金表の従量料金単価 × 8 月 3 日までのご使用量)  
+ (新料金表の日割計算後基本料金 + 新料金表の従量料金単価 × 8 月 4 日以降のご使用量)

※ 旧料金表、新料金表ともにいずれの適用区分 (料金表 A ~ D) に該当するかは、上記ご使用量にもとづきそれぞれ 1 ヶ月 (30 日) 間使用したものととして換算したご使用量によります。

<旧料金表の適用区分の計算例>

8 月 3 日までのご使用量が 8m<sup>3</sup>、8 月 4 日以降のご使用量が 17m<sup>3</sup>、料金算定期間が 29 日の場合

$[8\text{m}^3 + (17\text{m}^3 \times 45\text{MJ/m}^3 / 62.79\text{MJ/m}^3)] \times 30\text{日} / 29\text{日} = 20\text{m}^3$  (1m<sup>3</sup>未満の端数切捨て) → 料金表 B

※ 8 月分の「ガスご使用量のお知らせ」(検針票) には請求予定金額が表示されません。恐れ入りますが、弊社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### 3. 料金メニュー (選択約款) について

現行の料金メニューに加え、新たな料金メニューをご用意いたしました。

<現行の料金メニュー>

「エコジョーズ割引契約」、「小型空調パッケージ契約」、  
「ガス給湯暖房システム契約」(ガス温水床暖房契約およびガス浴室乾燥暖房契約を統合)、  
「業務用季節別契約」(業務用中規模季節別契約を統合)

<新たな料金メニュー>

「家庭用暖房契約」(冬期にガス暖房をご使用の家庭用のお客さま向け)  
「家庭用発電契約」(家庭用燃料電池 (エネファーム) 等をご使用の家庭用お客さま向け)  
「業務用低放射型厨房契約」(業務用低放射型厨房機器をご使用の業務用のお客さま)

詳しくは弊社までお問い合わせください。